

第5 国際アウトローミング通信料

1 適用

国際アウトローミング通信料の適用については、第77条（国際アウトローミング機能の利用等）の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミング通信料の適用									
<p>(1) 通信の種類等</p>	<p>ア 国際アウトローミングで利用できる通信の区別は、第43条（通信の種類等）に規定する区別とします。</p> <p>イ 3Gチップ等を装着した移動無線装置から行うことができる通信の区別は、アの規定にかかわらず、その電気通信サービスの提供を行っている海外事業者ごとに、国際ローミング協定及び海外事業者が別に定めるところによります。この場合において、基本使用料について、料金種別の第4種DFIを選択している場合は、パケット通信モードに限り行うことができます。また、特定契約サービス(4G)に係る契約者回線が利用できる国際アウトローミングの通信の区別は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 3Gチップ等を装着した移動無線装置から行う通信については、あらかじめアに規定する通信の区別を端末設備等の操作により選択していただきます。</p> <p>エ アに規定する通信の区別は、その移動無線装置が在圏する地域により、一部の利用ができないことがあります。</p>								
<p>(2) 通信時間等の測定等</p>	<p>ア 通信時間等の測定については、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="395 1025 1501 2114"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>通信時間等の測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1077 794 1937"> <p>通話モード及びデジタル通信モードに係る通信</p> </td> <td data-bbox="799 1077 1501 1937"> <p>(7) (イ)以外の通信 別記2に定める海外事業者の機器により測定します。</p> <p>(イ) 国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信 当社の機器により測定します。この場合において、契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（48条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者又は当社が別に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1944 794 2033"> <p>パケット通信モードに係る通信</p> </td> <td data-bbox="799 1944 1501 2033"> <p>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 2040 794 2114"> <p>メッセージ通信モードに係る通信</p> </td> <td data-bbox="799 2040 1501 2114"> <p>通信回数は、当社の機器により測定します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	通信時間等の測定	<p>通話モード及びデジタル通信モードに係る通信</p>	<p>(7) (イ)以外の通信 別記2に定める海外事業者の機器により測定します。</p> <p>(イ) 国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信 当社の機器により測定します。この場合において、契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（48条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者又は当社が別に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p>	<p>パケット通信モードに係る通信</p>	<p>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</p>	<p>メッセージ通信モードに係る通信</p>	<p>通信回数は、当社の機器により測定します。</p>
区別	通信時間等の測定								
<p>通話モード及びデジタル通信モードに係る通信</p>	<p>(7) (イ)以外の通信 別記2に定める海外事業者の機器により測定します。</p> <p>(イ) 国際アウトローミング機能の利用に係る移動無線装置へ着信した通信 当社の機器により測定します。この場合において、契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（48条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者又は当社が別に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p>								
<p>パケット通信モードに係る通信</p>	<p>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</p>								
<p>メッセージ通信モードに係る通信</p>	<p>通信回数は、当社の機器により測定します。</p>								

	<p>イ アの規定によるほか、通信時間の取扱いについては、別記 2 に定める海外事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>ウ パケット通信モードによる通信に関する料金は、1 のセッション（移動無線装置を別記 2 に定める海外事業者の電気通信設備に接続して通信の相手先との間で符号又は映像等の伝送ができるようにした状態をいいます。以下同じとします。）が完了するごとに総情報量を測定し、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p>
(3) 国際アウトローミングに係る海外事業者区分の適用	<p>当社は、別記 2 に定める海外事業者の海外事業者区分に応じて国際アウトローミング機能による通信（メッセージ通信モードによる通信を除きます。）の通信料を適用します。</p>
(4) 国際アウトローミングの利用による通信に関する料金の適用	<p>当社は、国際アウトローミングを利用して 3G チップ等を装着した移動無線装置から通信を行ったときは、</p> <p>確認信号を送出した別記 2 に定める海外事業者ごとに、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p>
(5) (削除)	
(6) 国際アウトローミングに係る定額通信料の適用 【海外パケットし放題】	<p>国際アウトローミングに係る定額通信料の適用は、当社のホームページ等において掲示するとおりとします。</p>

2 料金額

国際アウトローミング通信料の料金額については、当社のホームページ等において掲示するとおりとします。